

ZOOM  
導入説明  
受付中

付加価値を向上させる

AIセカンドオピニオン

# AI労務相談

SRブレイン

生成AIを活用した労務相談システム 東海大学共同開発

従業員の相談に対して  
回答が不安…

トラブルやリスクの  
発生原因を検索！

対応策として必要な  
情報を事前にほしい！

労務相談に特化したAIが  
回答案の作成や必要情報を提案

経営者・人事担当者を強力にサポートします

OpenAI 生成AI × TMC 人事労務コンサル

(株)TMC 経営支援センター AI 労務相談 詳しくはお問い合わせください。

TEL 0570-05-4864

平日9:00~17:00(土日祝除く)

system@tmc-jinji.com

<https://tmc-jinji.co.jp/contents/service/sr-brain/>

担当：荒井・佐久間



使い方は簡単！

相談内容を入力して「質問する」ボタンを押すだけ！

相談内容 Sample  
相談内容を入力して下さい

有期労働契約の社員を雇止めするときの注意点を教えてください。

ステータス: 実行完了      パスワード: \*\*\*\*      質問する

学習回答案 (type3) コピー

有期労働契約の社員を雇止めする際には、契約更新の有無にかかわらず、雇止めの予告を原則として30日前に行う必要があります。ただし、契約期間が満了することが雇止めの理由である場合、予告は不要です。しかし、契約が3回以上更新されている、または一年以上継続して雇用されている場合は、雇止めの30日前までに予告する義務があります。雇止めの際には、その理由を明示する義務がありますので、その点も忘れずに行ってください。雇止めの理由が不当であると判断されると、不当解雇とみなされる可能性があるため、慎重に対応することが重要です。また、雇止めに際しては、労働者の立場を尊重し、可能であれば再就職支援などの措置を講じることが望ましいです。具体的な手続きや文書の作成については、社会保険労務士に相談することをお勧めします。

具体化のために必要な情報 コピー

有期契約の更新に際しては、以下の点に注意してください。

- 契約更新は原則として労働者の同意が必要です。
- 3回以上の更新や一年以上の継続雇用の場合、契約終了の30日前に予告が必要です。
- 雇止めの際には、解雇理由を明示する義務があります。
- 特別条項の年6回の期間は、36協定の起算日から1年間です。
- 契約内容については、書面で明確にし、労働者に交付してください。

不明点があれば、具体的な契約内容や業務の詳細をお知らせいただければ、さらに詳しいアドバイスが可能です。

具体化のために必要な情報をいれて、相談するとさらに詳しいアドバイスが可能です！

相談内容 Sample  
相談内容を入力して下さい

外国人を雇用するときに面接で確認したほうがよいこと。

ステータス: 実行完了      パスワード: \*\*\*\*      質問する

学習回答案 (type3) コピー

外国人を雇用する際には、面接で以下の点を確認することが重要です。まず、適切な在留資格を持っているかどうかを確認し、就労に必要な資格外活動許可の有無をチェックします。次に、日本の労働環境や文化に対する理解度を確認し、就業規則や雇用契約書を理解できる言語で説明する必要があります。また、給与や労働条件が日本の法令に適合しているかを確認し、社会保険への加入手続きや有給休暇の取得方法についても説明することが望ましいです。これらの点をクリアすることで、法令違反を避け、円滑な雇用関係を築くことができます。

生成AIのアプリとしても使用可能！  
業種、用途、回答者の立場などを  
選択できる機能付き

ご利用料金	月次基本料	5,500円(税込) 月20相談まで・超過1相談あたり110円(税込)
	オプション	事業所独自学習データ追加 ※リリース予定

メール・FAXのお申込み MAIL : system@tmc-jinji.com FAX : 0287-67-3024

事業所名		事業所規模 (従業員数)	名
所在地	〒		
ふりがな		部署	
担当者名			
電話番号			
メールアドレス			